

平成28年4月1日施行

情報公開規程

学校法人 丸山学園

学校法人丸山学園情報公開規程

(目 的)

第1条 学校法人丸山学園の運営状況に関する情報公開について必要な事項を定める。

(公開の対象文書)

第2条 学校法人の運営に係る次の文書を公開の対象文書とする。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 資金収支計算書
- (4) 事業活動収支計算書
- (5) 事業報告書
- (6) 監事監査報告書
- (7) 寄附行為
- (8) 資金収支予算書
- (9) 事業活動収支予算書

2 前項の公開対象文書は、寄附行為の写し及び理事会が定める別添の様式により公開する。

(公開の対象者)

第3条 公開の対象者は、この学校法人が設置する丸山幼稚園在園生の保護者、教職員、20才以上の卒園生又は20才未満の卒園生の保護者、債権者又は抵当権者及び入園手続の終了した入園希望者の保護者とする。

(公開の原則)

第4条 公開の対象者から対象文書につき情報公開請求があったときは、正当な理由がある場合を除き公開するものとする。

(公開の請求)

第5条 情報公開の請求者は情報公開請求書を学校法人に提出しなければならない。

2 学校法人は請求者に対し、請求日から15日以内に公開、非公開に決定を行い、決定通知書を交付する。

3 学校法人は、公開の決定をしたときは、その日より1ヶ月以内の日時を指定し公開を実施する。なお、公開の実施は、対象文書の閲覧によりのみ行う。

(公開情報の使用)

第6条 情報公開請求者は、閲覧により得られた情報を適正に使用しなければならない。

(費用の負担)

第7条 公開に要する費用は請求者の負担とし、別に理事長が定める。

(規程の変更)

第8条 この情報公開規程の変更等は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

情報公開請求書及び誓約書

平成 年 月 日

学校法人 丸山学園

理事長 様

郵便番号

住 所

氏 名

電話番号 ()

1. 貴学校法人の情報公開規程により、次のとおり文書の公開を請求します。

公開を請求する者の区分	<input type="checkbox"/> 在園生の保護者 (クラス名 在園者名) <input type="checkbox"/> 教職員 (氏名) <input type="checkbox"/> 20才以上の卒園生又は20才未満の卒園生の保護者 (年度卒、卒園生名 本人氏名) <input type="checkbox"/> 入園手続きの終了した入園希望者の保護者 <input type="checkbox"/> その他 ()	
公開請求に係る文書の内容	年度に係る <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 資金収支計算書 <input type="checkbox"/> 事業活動収支計算書 <input type="checkbox"/> 事業報告書 <input type="checkbox"/> 監事監査報告書	<input type="checkbox"/> 寄附行為 年度に係る <input type="checkbox"/> 資金収支予算書 <input type="checkbox"/> 事業活動収支予算書
備 考		

該当する□内に「レ」印を記入し、()内に必要な事項を記載してください。

2. 次の事を私は誓約します。

本情報公開によって得られた情報については、私自身が悪用したり、私の漏洩により他の者に悪用された場合には私がすべてのその責任を負い、貴園に対し損害額が生じればその損害額を支払う事を誓約します。

情報公開決定通知書

平成 年 月 日

様

学校法人
理事長

印

年 月 日に公開の請求がありました文書について、次のとおり公開します。

公開の請求に係る文書の内容	
文書の公開の日時及び場所	年 月 日午前・午後 時 分から 時 分までの間に、()にお越しください。 なお、当日都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当まで御連絡ください。
事務担当	

- 備考
- 1 文書の公開により得た情報は、適正に用いなければなりません。
 - 2 「文書の公開の日時及び場所」の欄は、文書の公開を受けるためにお越しいただく場合に記入してあります。
 - 3 文書の公開を受けるためにお越しいただく際には、この通知書を係員に提示してください。

(注意事項)

本情報公開によって得られた情報については、閲覧者自身が悪用したり、閲覧者の漏洩により他の者に悪用された場合には閲覧者がすべてのその責任を負い、本園に対し損害額が生じればその損害額を支払う事になる事にご注意下さい。